

金融機関からの融資で、一定の要件を満たす場合、**経営者が連帯保証人になる必要がない制度**があります。

経営者保証非提供制度を活用する中小企業者へ

上乗せ保証料の一部（2分の1）を熊本県が補助します！

※この事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

○取扱期間

令和8年8月10日から令和8年11月30日までに熊本県信用保証協会が保証申込受付した分、かつ、令和8年12月31日までに取扱金融機関が融資実行した分まで

○対象資金（4資金）

事業承継者
おうえん資金

新事業展開
支援資金

小規模事業者
おうえん資金



事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的）

【保証料率】

・財務要件の**両方**を満たす場合

各資金の保証料率に**0.25%上乗せ** ⇒ 熊本県 **0.125%** 補助

・財務要件の**いずれか一方**を満たす場合又は**法人設立後2事業年度の決算がない**場合

各資金の保証料率に**0.45%上乗せ** ⇒ 熊本県 **0.225%** 補助

創業者支援資金（一般枠）



スタートアップ創出促進保証制度（通称「SSS保証制度」）

【保証料率】

創業者支援資金（一般枠）の保証料率に**0.20%上乗せ** ⇒ 熊本県 **0.10%** 補助

【お問い合わせ窓口】

熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課（TEL 096-333-2314）

制度の詳細は、県ホームページからご確認いただけます。

（<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/50733.html>）

